

社会保障生計調査（家計簿）結果の概要

令和３年度

目 次

I	統計の概要	1
II	結果の概要	
1-1	実収入の状況（２人以上の世帯）	2
1-2	実収入の状況（単身世帯）	4
2-1	消費支出の状況（２人以上の世帯）	6
2-2	消費支出の状況（単身世帯）	8
3-1	消費支出の対前年度比較（２人以上の世帯）	10
3-2	消費支出の対前年度比較（単身世帯）	11
III	用語の解説	12

I 統計の概要

1 目的

この調査は、被保護世帯の家計収支の実態を明らかにすることによって、生活保護基準の改定等生活保護制度の企画運営のために必要な基礎資料を得るとともに、厚生労働行政の企画運営に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査客体

この調査の客体は、全国の被保護世帯から 1,100 世帯を抽出して対象とした。

ただし、次のいずれかに該当する世帯は除外した。

- (1) 生活扶助を受けていない世帯
- (2) 世帯分離している世帯
- (3) 世帯人員が 6 人以上の世帯
- (4) 耕地 0.1 ヘクタール以上を耕作して農業を営む者のいる世帯
- (5) 林業、漁業、その他の事業を営む者のいる世帯
- (6) 保護施設・寮等において賄いを共通しているなど、集団的共同生活を営んでいる世帯
- (7) 賄い付きの同居人のいる世帯
- (8) その他不適当と認められる世帯

3 調査事項

被保護世帯の家計収支の状況、消費品目の種類等

4 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
表章単位の 2 分の 1 未満の場合	0, 0.0
統計項目のあり得ない場合	・
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…

(2) 掲載の数値は、四捨五入のため内訳の合計が総数に合わない場合等がある。

Ⅱ 結果の概要

1－1 実収入の状況（２人以上の世帯） ※ 表１－１、図１－１参照

- （１） 実収入の状況をみると、総数では 183,182 円となっており、このうち、就労収入額は 25,507 円であり、実収入に占める構成割合は 13.9%となっている。
- また、生活保護給付金品の額は 95,645 円、実収入に占める構成割合は 52.2%となっている。
- （２） 級地別に実収入に占める就労収入の構成割合をみると、２級地－２の 20.3%が最も高くなっている。
- また、生活保護給付金品の構成割合をみると、１級地－２の 55.0%が最も高くなっている。
- （３） 世帯類型別に実収入に占める収入の構成割合をみると、高齢者世帯においては、生活保護給付金品は 55.2%であり、他の社会保障給付金品（39.7%）と合わせると９割以上を占めている。
- また、その他の世帯については、就労収入が 17.7%、生活保護給付金品は 53.8%となっている。
- （４） 世帯業態別に実収入に占める収入の構成割合をみると、勤労世帯（常用又は日雇）においては、就労収入が 30.0%、生活保護給付金品は 41.1%となっている。
- また、勤労世帯以外のその他世帯では、生活保護給付金品は 57.6%であり、他の社会保障給付金品（34.3%）を合わせると、実収入の９割以上を占めている。
- （５） 世帯人員別に実収入に占める収入の構成割合をみると、２人世帯においては、生活保護給付金品が 53.6%を占めており、他の世帯人員と比べて最も高くなっている。

表１－１ 実収入の状況（２人以上の世帯）

令和３年度												
		平均 世帯人員	実 数					構 成 割 合				
			実収入	就労収入	生活保護 給付金品	他の社会保障 給付金品	その他	実収入	就労収入	生活保護 給付金品	他の社会保障 給付金品	その他
		人	円	円	円	円	円	%	%	%	%	%
総 数		2.21	183,182	25,507	95,645	58,564	3,465	100.0	13.9	52.2	32.0	1.9
級 地	１級地－１	2.18	211,174	29,577	114,431	62,084	5,082	100.0	14.0	54.2	29.4	2.4
	１級地－２	2.13	186,538	25,920	102,641	55,003	2,973	100.0	13.9	55.0	29.5	1.6
	２級地－１	2.21	183,115	23,613	94,317	62,057	3,128	100.0	12.9	51.5	33.9	1.7
	２級地－２	2.17	182,307	37,042	93,309	46,381	5,575	100.0	20.3	51.2	25.4	3.1
	３級地－１	2.22	163,818	22,601	83,786	54,757	2,674	100.0	13.8	51.1	33.4	1.6
	３級地－２	2.29	164,006	21,984	83,414	56,705	1,902	100.0	13.4	50.9	34.6	1.2
世帯 類型	高齢者世帯	2.00	153,818	5,893	84,927	61,089	1,909	100.0	3.8	55.2	39.7	1.2
	母子世帯	2.63	244,592	52,393	113,938	73,637	4,624	100.0	21.4	46.6	30.1	1.9
	障害者世帯	2.01	185,169	22,625	100,946	54,574	7,024	100.0	12.2	54.5	29.5	3.8
	傷病者世帯	2.03	165,147	16,960	91,531	53,959	2,697	100.0	10.3	55.4	32.7	1.6
	その他の世帯	2.22	174,265	30,925	93,827	45,824	3,688	100.0	17.7	53.8	26.3	2.1
世帯業 態	勤労（常用＋日雇）	2.45	230,513	69,230	94,838	62,666	3,780	100.0	30.0	41.1	27.2	1.6
	その他	2.12	166,624	10,212	95,928	57,129	3,355	100.0	6.1	57.6	34.3	2.0
世帯人 員	２人	2.00	168,583	19,139	90,381	55,834	3,229	100.0	11.4	53.6	33.1	1.9
	３人	3.00	247,158	55,783	118,273	68,022	5,079	100.0	22.6	47.9	27.5	2.1
	４人	4.00	311,261	85,710	138,542	85,629	1,380	100.0	27.5	44.5	27.5	0.4
	５人	5.00	265,524	18,852	140,051	98,064	8,557	100.0	7.1	52.7	36.9	3.2

注１）１世帯１ヶ月平均である。

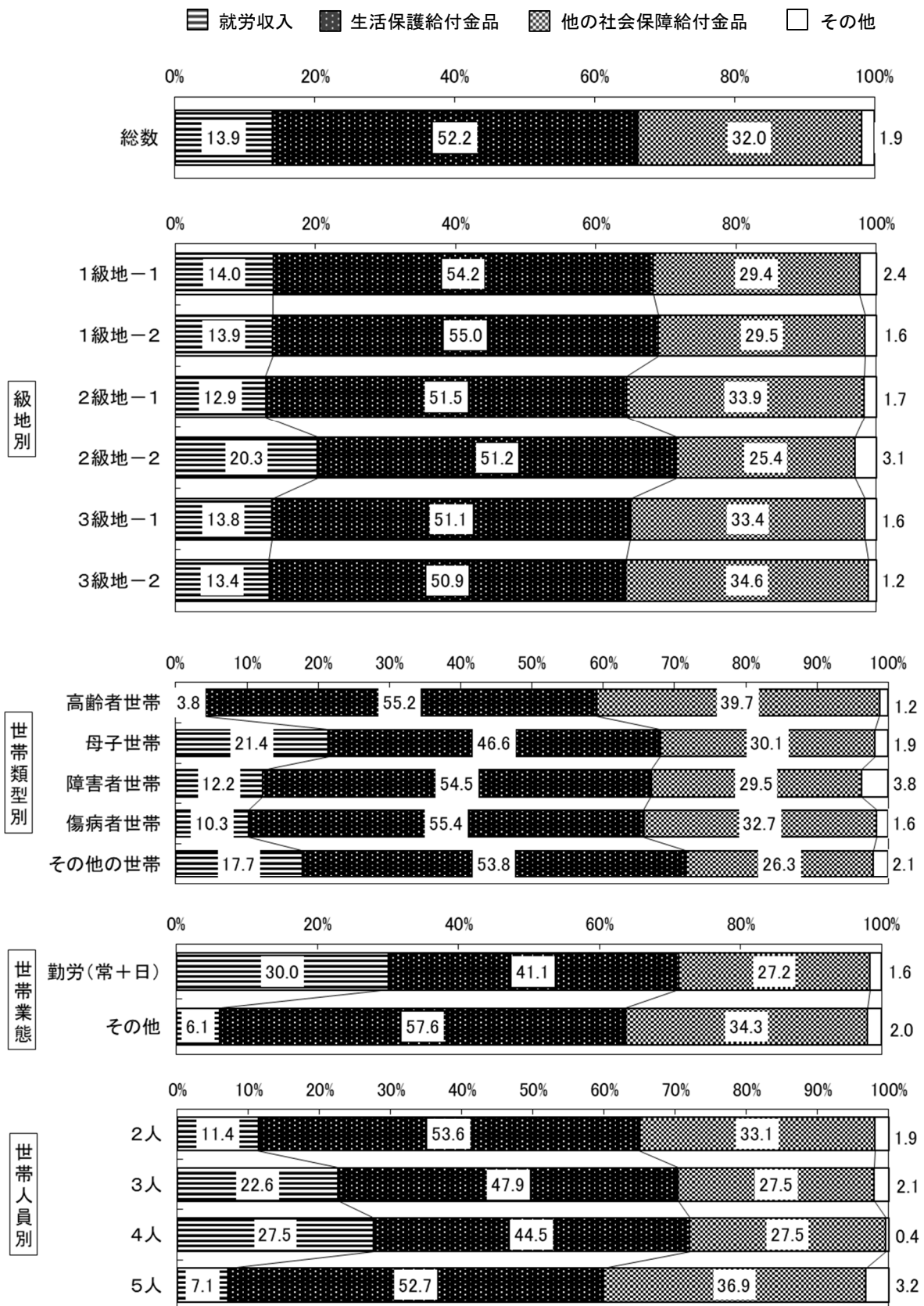
２）世帯業態の「その他」には、家内労働、その他の就業、不就業が含まれる。

３）就労収入は、勤め先収入と内職収入の合計である。

４）他の社会保障給付金品は、社会保障給付金とその他社会保障給付金の合計である。

５）収入の「その他」は、仕送り金と特別収入の合計である。

図 1 - 1 実収入の状況（２人以上の世帯）



- 注 1) 世帯業態の「その他」には、家内労働、その他の就業、不就業が含まれる。
 2) 就労収入は、勤め先収入と内職収入の合計である。
 3) 他の社会保障給付金は、社会保障給付金とその他社会保障給付金の合計である。
 4) 収入の「その他」は、仕送り金と特別収入の合計である。

1-2 実収入の状況（単身世帯） ※ 表1-2、図1-2参照

（１） 実収入の状況をみると、総数では 122,766 円となっており、このうち、就労収入額は 11,652 円であり、実収入に占める構成割合は 9.5%となっている。

また、生活保護給付金品の額は 80,214 円、実収入に占める構成割合は 65.3%となっている。

（２） 級地別に実収入に占める就労収入の構成割合をみると、２級地－２の 16.3%が最も高くなっている。

また、生活保護給付金品の構成割合をみると、１級地－１の 69.2%が最も高くなっている。

（３） 世帯類型別に実収入に占める収入の構成割合をみると、高齢者世帯においては、生活保護給付金品は 61.9%となっており、他の社会保障給付金品（31.4%）と合わせると９割以上を占めている。

また、高齢者世帯以外の世帯については、就労収入が 16.6%、生活保護給付金品は 69.9%となっている。

表 1-2 実収入の状況（単身世帯）

		実 数					構 成 割 合				
		実収入	就労収入	生活保護 給付金品	他の社会保障 給付金品	その他	実収入	就労収入	生活保護 給付金品	他の社会保障 給付金品	その他
総 数		円	円	円	円	円	%	%	%	%	%
		122,766	11,652	80,214	27,425	3,475	100.0	9.5	65.3	22.3	2.8
級 地	１級地－１	141,645	12,065	98,025	27,793	3,762	100.0	8.5	69.2	19.6	2.7
	１級地－２	117,029	11,700	69,313	33,847	2,170	100.0	10.0	59.2	28.9	1.9
	２級地－１	114,015	9,890	70,309	29,938	3,878	100.0	8.7	61.7	26.3	3.4
	２級地－２	101,294	16,475	53,808	29,544	1,467	100.0	16.3	53.1	29.2	1.4
	３級地－１	108,093	12,341	68,402	24,065	3,285	100.0	11.4	63.3	22.3	3.0
	３級地－２	97,176	11,371	63,581	19,213	3,011	100.0	11.7	65.4	19.8	3.1
世 帯 類 型	高齢者世帯	120,397	4,877	74,491	37,753	3,276	100.0	4.1	61.9	31.4	2.7
	高齢者世帯 以外の世帯	126,024	20,971	88,084	13,221	3,748	100.0	16.6	69.9	10.5	3.0

注１） 1世帯1ヶ月平均である。

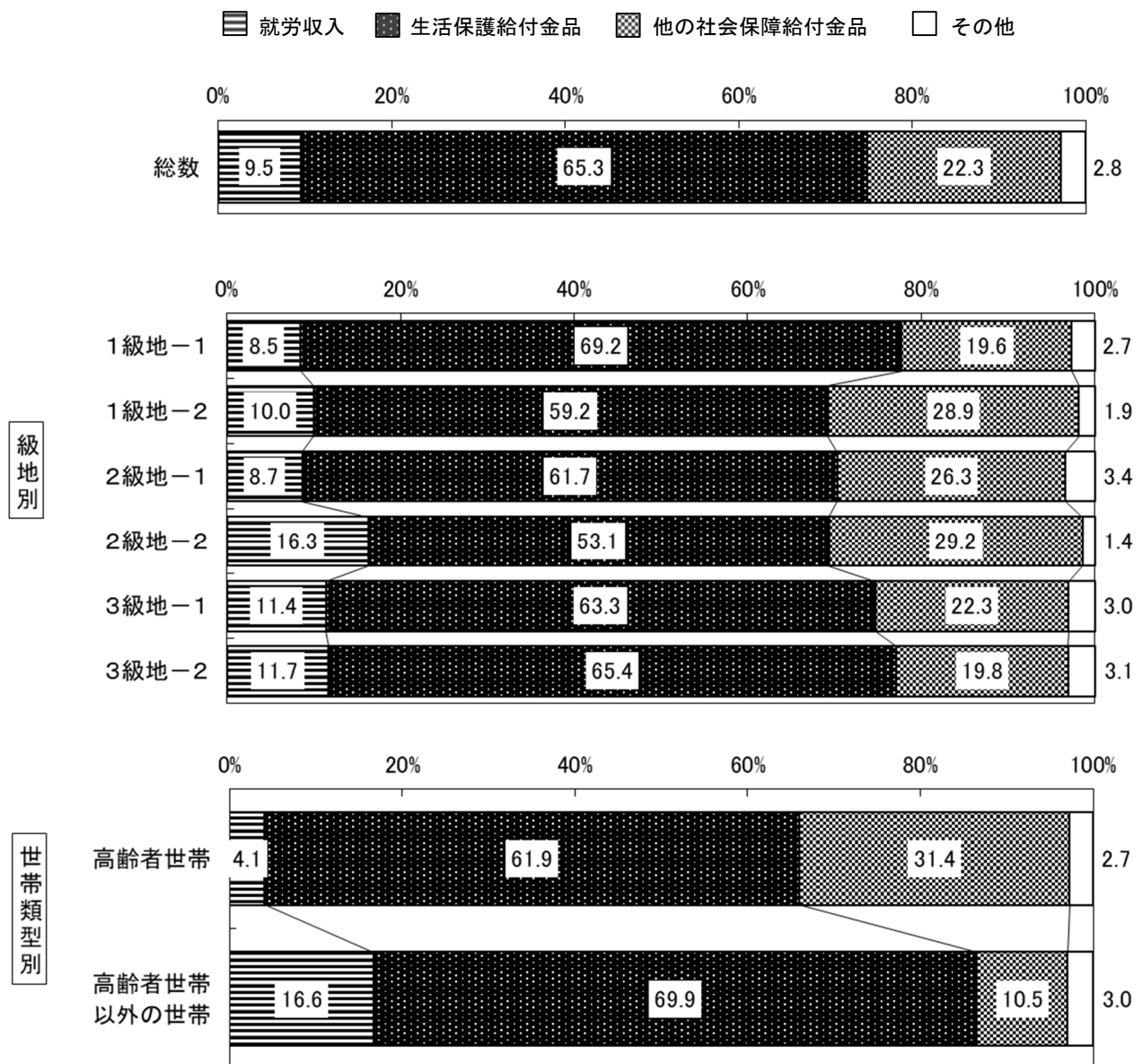
２） 世帯類型の「高齢者世帯以外の世帯」には、障害者世帯、傷病者世帯及びその他の世帯が含まれる。

３） 就労収入は、勤め先収入と内職収入の合計である。

４） 他の社会保障給付金品は、社会保障給付金とその他社会保障給付金の合計である。

５） 収入の「その他」は、仕送り金と特別収入の合計である。

図 1－2 実収入の状況（単身世帯）



- 注 1) 世帯類型の「高齢者世帯以外の世帯」には、障害者世帯、傷病者世帯及びその他の世帯が含まれる。
 注 2) 就労収入は、勤め先収入と内職収入の合計である。
 注 3) 他の社会保障給付金品は、社会保障給付金とその他社会保障給付金の合計である。
 注 4) 収入の「その他」は、仕送り金と特別収入の合計である。

2-1 消費支出の状況（2人以上の世帯） ※ 表2-1、図2-1参照

- (1) 消費支出の状況をみると、総数では149,877円となっており、このうち、食料費は47,639円であり、消費支出に占める構成割合は31.8%となっている。
また、住居費は30,836円であり、消費支出に占める構成割合は20.6%となっている。
- (2) 級地別に消費支出の構成割合をみると、消費支出に占める食料費の構成割合が最も高いのは3級地-2の34.5%であり、次いで3級地-1の33.8%となっている。
また、消費支出に占める住居費の構成割合は1級地-1の26.9%が最も高く、次いで1級地-2の23.0%となっている。
- (3) 世帯類型別に消費支出の構成割合をみると、高齢者世帯において、他の世帯類型に比べて消費支出に占める構成割合が高い費目は、食料費及び住居費となっている。
また、母子世帯において、他の世帯類型に比べて消費支出に占める構成割合が高い費目は、家具・家事用品費、被服及び履物費、教育費、教養娯楽費となっている。
- (4) 世帯人員別に消費支出の構成割合をみると、2人世帯においては、住居費が21.1%、光熱・水道費が11.7%を占めており、他の世帯人員と比べて最も高くなっている。

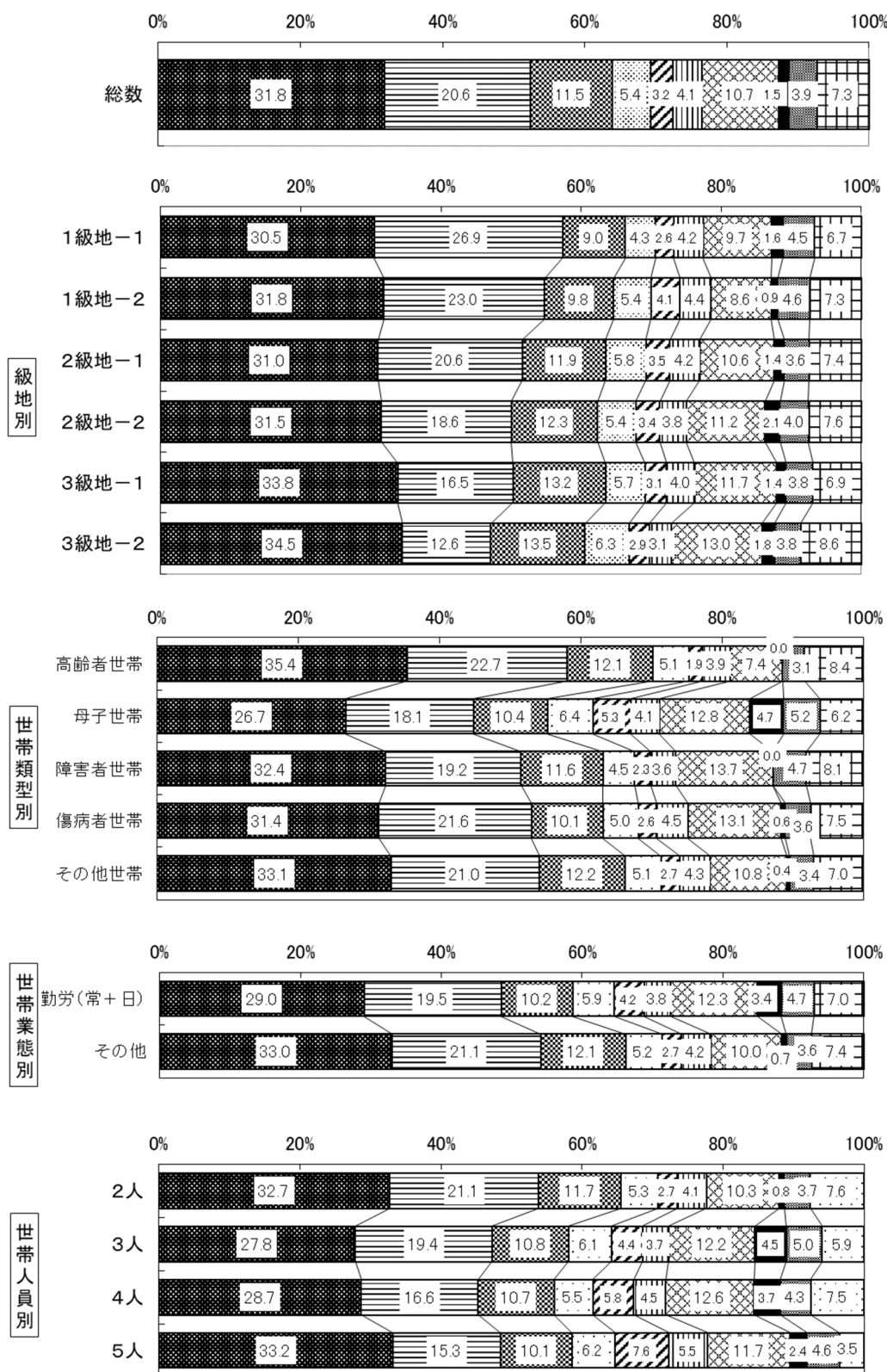
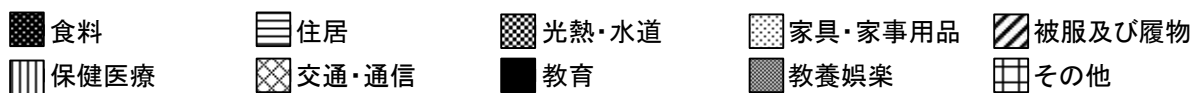
表2-1 消費支出の状況（2人以上の世帯）

令和3年度														
			平均 世帯人員	実 数										
				消費支出 総 額	食料	住居	光熱・水道	家具・ 家事用品	被服及び 履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	その他
実 数			人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	総 数		2.21	149,877	47,639	30,836	17,222	8,139	4,759	6,111	16,088	2,263	5,902	10,916
	級地	1級地－1	2.18	164,318	50,076	44,179	14,724	7,128	4,196	6,967	16,018	2,646	7,397	10,988
		1級地－2	2.13	152,545	48,556	35,033	14,982	8,219	6,320	6,722	13,103	1,373	7,083	11,153
		2級地－1	2.21	154,767	48,021	31,883	18,354	8,916	5,348	6,540	16,431	2,233	5,516	11,524
		2級地－2	2.17	160,311	50,499	29,743	19,763	8,731	5,491	6,068	18,010	3,417	6,444	12,146
		3級地－1	2.22	132,449	44,787	21,830	17,450	7,527	4,040	5,337	15,468	1,813	5,074	9,124
		3級地－2	2.29	129,103	44,539	16,243	17,390	8,130	3,742	4,040	16,767	2,266	4,847	11,138
	世帯類型	高齢者世帯	2.00	128,733	45,535	29,198	15,599	6,593	2,510	5,035	9,496	－	4,018	10,750
		母子世帯	2.63	190,818	50,918	34,614	19,939	12,280	10,160	7,788	24,442	9,042	9,884	11,752
		障害者世帯	2.01	151,682	49,097	29,078	17,545	6,836	3,443	5,403	20,851	－	7,144	12,286
		傷病者世帯	2.03	134,958	42,406	29,132	13,647	6,766	3,450	6,041	17,704	830	4,895	10,087
		その他の世帯	2.22	146,410	48,503	30,724	17,838	7,430	3,897	6,298	15,840	611	4,969	10,300
	世帯業態	勤労（常用＋日雇）	2.45	179,733	52,167	34,998	18,309	10,578	7,608	6,753	22,182	6,061	8,445	12,632
		その他	2.12	139,433	46,055	29,380	16,842	7,286	3,763	5,887	13,956	934	5,013	10,315
	世帯人員	2人	2.00	139,835	45,778	29,535	16,357	7,367	3,786	5,730	14,428	1,056	5,140	10,658
		3人	3.00	193,404	53,850	37,580	20,907	11,835	8,458	7,223	23,585	8,700	9,766	11,500
		4人	4.00	229,473	65,898	38,052	24,651	12,669	13,219	10,400	28,817	8,602	9,882	17,282
5人		5.00	235,952	78,265	36,059	23,892	14,549	17,883	12,946	27,604	5,673	10,796	8,284	
構 成 割 合			人	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	総 数		---	100.0	31.8	20.6	11.5	5.4	3.2	4.1	10.7	1.5	3.9	7.3
	級地	1級地－1	---	100.0	30.5	26.9	9.0	4.3	2.6	4.2	9.7	1.6	4.5	6.7
		1級地－2	---	100.0	31.8	23.0	9.8	5.4	4.1	4.4	8.6	0.9	4.6	7.3
		2級地－1	---	100.0	31.0	20.6	11.9	5.8	3.5	4.2	10.6	1.4	3.6	7.4
		2級地－2	---	100.0	31.5	18.6	12.3	5.4	3.4	3.8	11.2	2.1	4.0	7.6
		3級地－1	---	100.0	33.8	16.5	13.2	5.7	3.1	4.0	11.7	1.4	3.8	6.9
		3級地－2	---	100.0	34.5	12.6	13.5	6.3	2.9	3.1	13.0	1.8	3.8	8.6
	世帯類型	高齢者世帯	---	100.0	35.4	22.7	12.1	5.1	1.9	3.9	7.4	0.0	3.1	8.4
		母子世帯	---	100.0	26.7	18.1	10.4	6.4	5.3	4.1	12.8	4.7	5.2	6.2
		障害者世帯	---	100.0	32.4	19.2	11.6	4.5	2.3	3.6	13.7	0.0	4.7	8.1
		傷病者世帯	---	100.0	31.4	21.6	10.1	5.0	2.6	4.5	13.1	0.6	3.6	7.5
		その他の世帯	---	100.0	33.1	21.0	12.2	5.1	2.7	4.3	10.8	0.4	3.4	7.0
	世帯業態	勤労（常用＋日雇）	---	100.0	29.0	19.5	10.2	5.9	4.2	3.8	12.3	3.4	4.7	7.0
		その他	---	100.0	33.0	21.1	12.1	5.2	2.7	4.2	10.0	0.7	3.6	7.4
	世帯人員	2人	---	100.0	32.7	21.1	11.7	5.3	2.7	4.1	10.3	0.8	3.7	7.6
		3人	---	100.0	27.8	19.4	10.8	6.1	4.4	3.7	12.2	4.5	5.0	5.9
		4人	---	100.0	28.7	16.6	10.7	5.5	5.8	4.5	12.6	3.7	4.3	7.5
5人		---	100.0	33.2	15.3	10.1	6.2	7.6	5.5	11.7	2.4	4.6	3.5	

注1) 1世帯1ヶ月平均である。

2) 世帯業態の「その他」には、家内労働、その他の就業、不就業が含まれる。

図 2 - 1 消費支出の状況（2人以上の世帯）



注) 世帯業態の「その他」には、家内労働、その他の就業、不就業が含まれる。

2-2 消費支出の状況（単身世帯） ※ 表2-2、図2-2参照

- (1) 消費支出の状況をみると、全体では103,057円となっており、このうち、食料費は29,148円であり、消費支出に占める構成割合は28.3%となっている。
また、住居費は33,974円であり、消費支出に占める構成割合は33.0%となっている。
- (2) 級地別に消費支出の構成割合をみると、消費支出に占める食料費の構成割合が最も高いのは3級地-2の31.0%であり、次いで2級地-2の30.3%となっている。
また、消費支出に占める住居費の構成割合は1級地-1の39.2%が最も高く、次いで1級地-2の29.2%となっている。
- (3) 世帯類型別に消費支出の構成割合をみると、高齢者世帯において、高齢者世帯以外の世帯に比べて消費支出に占める構成割合が高い費目は、食料費、住居費、家具・家事用品費、保健医療費となっている。
また、高齢者世帯以外の世帯において、高齢者世帯に比べて消費支出に占める構成割合が高い費目は、光熱・水道費、被服及び履物費、交通・通信費、教養娯楽費となっている。

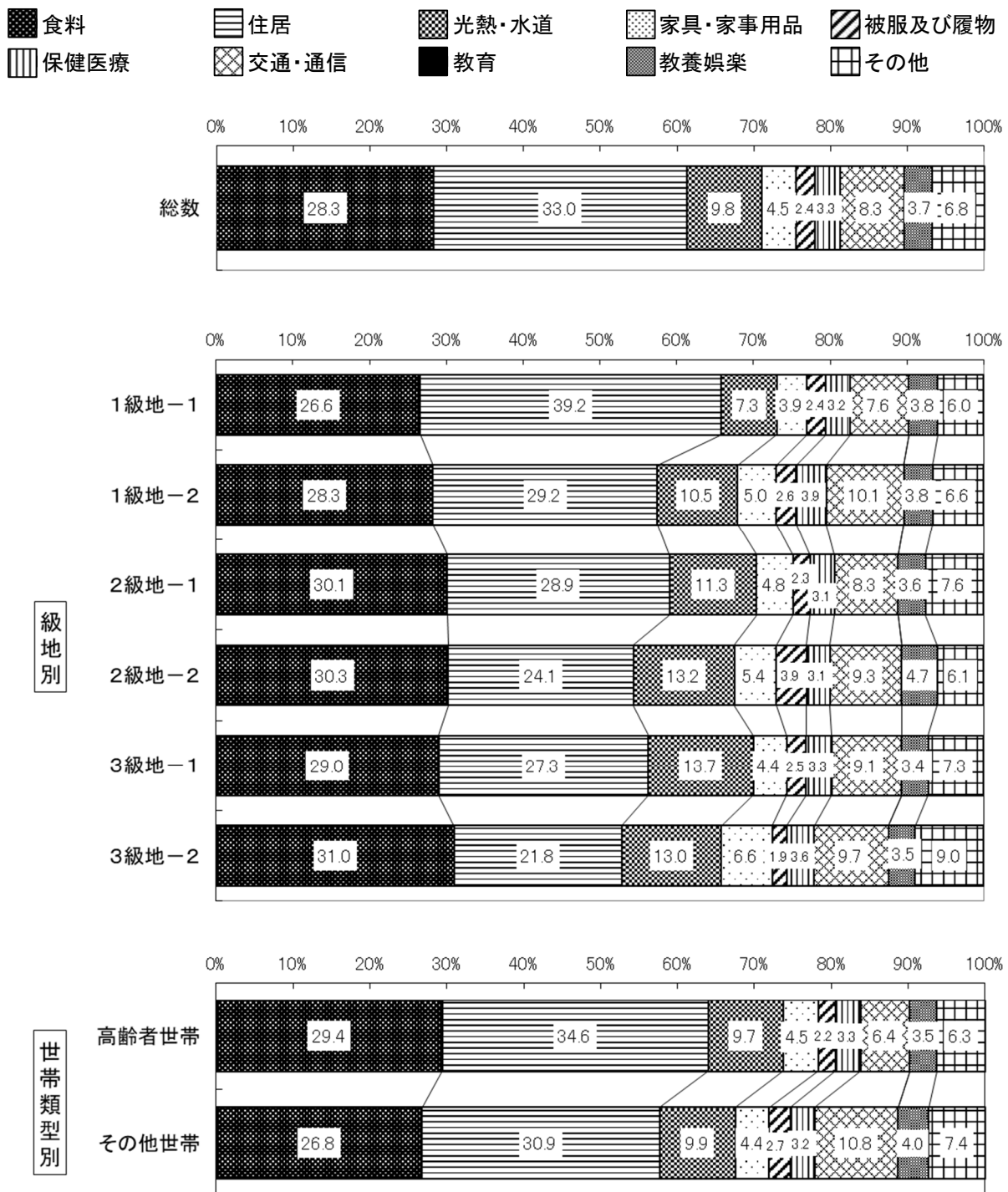
表2-2 消費支出の状況（単身世帯）

		令和3年度										
		実 数										
		消費支出 総 額	食料	住居	光熱・水道	家具・ 家事用品	被服及び 履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	その他
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
実 数	総 数	103,057	29,148	33,974	10,103	4,625	2,506	3,364	8,564	—	3,808	6,965
	1級地-1	118,442	31,516	46,409	8,610	4,646	2,877	3,809	9,051	—	4,449	7,074
	1級地-2	103,542	29,265	30,238	10,838	5,226	2,687	4,083	10,420	—	3,935	6,850
	2級地-1	94,517	28,476	27,333	10,707	4,514	2,130	2,956	7,845	—	3,396	7,160
	2級地-2	91,297	27,627	22,024	12,013	4,949	3,586	2,787	8,532	—	4,247	5,532
	3級地-1	92,619	26,876	25,253	12,671	4,032	2,351	3,087	8,461	—	3,171	6,718
	3級地-2	78,555	24,375	17,146	10,190	5,184	1,507	2,813	7,587	—	2,714	7,039
	世帯 類型											
	高齢者世帯	101,156	29,768	34,958	9,860	4,595	2,250	3,362	6,473	—	3,517	6,373
	高齢者世帯 以外の世帯	105,671	28,297	32,620	10,436	4,666	2,859	3,366	11,439	—	4,207	7,780
構 成 割 合	総 数	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	1級地-1	100.0	28.3	33.0	9.8	4.5	2.4	3.3	8.3	—	3.7	6.8
	1級地-2	100.0	26.6	39.2	7.3	3.9	2.4	3.2	7.6	—	3.8	6.0
	2級地-1	100.0	28.3	29.2	10.5	5.0	2.6	3.9	10.1	—	3.8	6.6
	2級地-2	100.0	30.1	28.9	11.3	4.8	2.3	3.1	8.3	—	3.6	7.6
	2級地-2	100.0	30.3	24.1	13.2	5.4	3.9	3.1	9.3	—	4.7	6.1
	3級地-1	100.0	29.0	27.3	13.7	4.4	2.5	3.3	9.1	—	3.4	7.3
	3級地-2	100.0	31.0	21.8	13.0	6.6	1.9	3.6	9.7	—	3.5	9.0
	世帯 類型											
	高齢者世帯	100.0	29.4	34.6	9.7	4.5	2.2	3.3	6.4	—	3.5	6.3
	高齢者世帯 以外の世帯	100.0	26.8	30.9	9.9	4.4	2.7	3.2	10.8	—	4.0	7.4

注1) 1世帯1ヶ月平均である。

2) 世帯類型の「高齢者世帯以外の世帯」には、障害者世帯、傷病者世帯及びその他の世帯が含まれる。

図 2 - 2 消費支出の状況（単身世帯）



注）世帯類型の「高齢者世帯以外の世帯」には、障害者世帯、傷病者世帯及びその他の世帯が含まれる。

3-1 消費支出の対前年度比較（2人以上の世帯） ※ 表3-1、図3-1参照

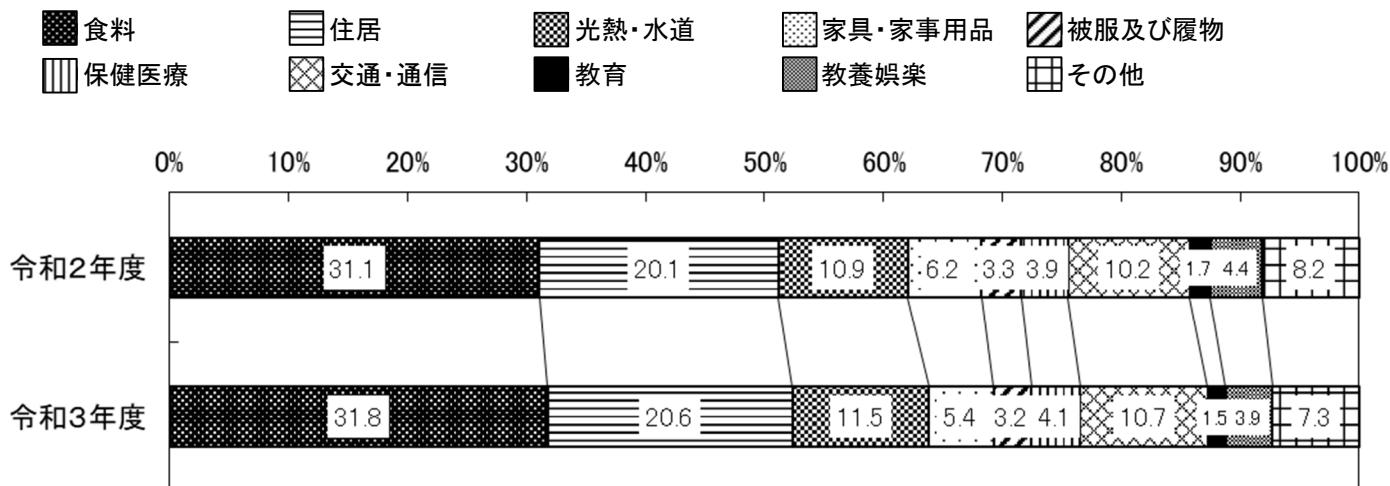
(1) 令和3年度の消費支出総額は、149,877 円となっており、前年度と比べて 2.3%のマイナスとなっている。

(2) 消費支出額を費目別に比較すると、食料費については消費支出総額に占める構成割合は 31.8%となっており、前年度と比べて 0.7 ポイントのプラスとなっている。

表3-1 消費支出の費目別金額と構成割合及び対前年度比（2人以上世帯）

		平均 世帯人員 (人)		1人あたり 消費支出総額	消費支出 総額	食料	住居	光熱・水道	家具・ 家事用品	被服及び 履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	その他
総 数	令和2年度	2.20	金額(円)	69,718	153,365	47,622	30,861	16,654	9,523	5,092	6,053	15,706	2,676	6,675	12,502
			割合(%)	...	100.0	31.1	20.1	10.9	6.2	3.3	3.9	10.2	1.7	4.4	8.2
	令和3年度	2.21	金額(円)	67,887	149,877	47,639	30,836	17,222	8,139	4,759	6,111	16,088	2,263	5,902	10,916
			割合(%)	...	100.0	31.8	20.6	11.5	5.4	3.2	4.1	10.7	1.5	3.9	7.3
			対前年度比(%)	97.4	97.7	100.0	99.9	103.4	85.5	93.5	101.0	102.4	84.6	88.4	87.3

図3-1 消費支出の費目別構成割合の対前年度比較（2人以上の世帯）



3-2 消費支出の対前年度比較（単身世帯） ※ 表3-2、図3-2参照

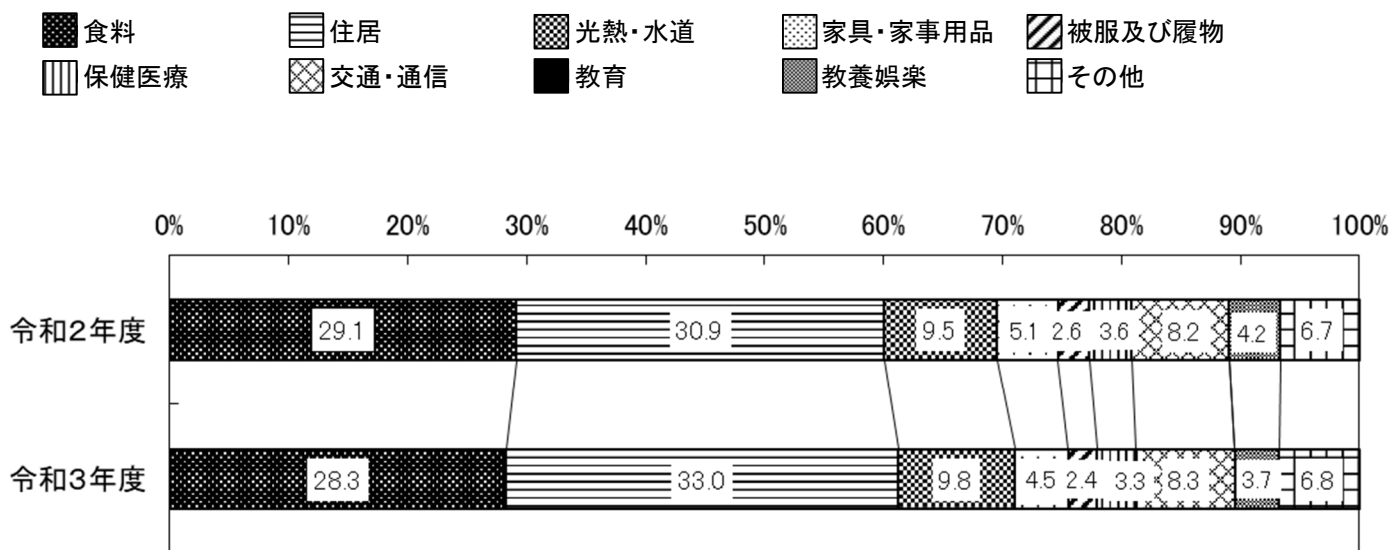
(1) 令和3年度の消費支出総額は、103,057 円となっており、前年度と比較して 1.9%のプラスとなっている。

(2) 消費支出額を費目別に比較すると、食料費については、消費支出総額に占める構成割合は 28.3%となっており、前年度と比較して 0.8 ポイントのマイナスとなっている。

表3-2 消費支出の費目別金額と構成割合及び対前年度比（単身世帯）

			消費支出 総 額	食料	住居	光熱・水道	家具・ 家事用品	被服及び 履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	その他
総 数	令和2年度	金額（円）	101,123	29,464	31,290	9,561	5,189	2,673	3,603	8,287	-	4,262	6,794
		割合（%）	100.0	29.1	30.9	9.5	5.1	2.6	3.6	8.2	-	4.2	6.7
	令和3年度	金額（円）	103,057	29,148	33,974	10,103	4,625	2,506	3,364	8,564	-	3,808	6,965
		割合（%）	100.0	28.3	33.0	9.8	4.5	2.4	3.3	8.3	-	3.7	6.8
		対前年度比（%）	101.9	98.9	108.6	105.7	89.1	93.8	93.4	103.3	-	89.3	102.5

図3-2 消費支出の費目別構成割合の対前年度比較（単身世帯）



Ⅲ 用語の解説

1 世帯類型

区分	基準
高齢者世帯	65歳以上の者だけで構成されているか、またはこれらの者に18歳未満の者が加わった世帯をいう。
母子世帯	現に配偶者のいない（死別、離別、生死不明及び未婚等を含む。）65歳未満の女性と18歳未満のその子（養子を含む。）だけで構成されている世帯をいう。
障害者世帯	世帯主が障害者加算を受けているか、身体障害、知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯をいう。
傷病者世帯	世帯主が入院しているか在宅患者加算を受けている世帯。または世帯主が傷病のため働けない者である世帯をいう。
その他の世帯	上記のいずれにも該当しない世帯をいう。

2 世帯業態

区分	基準
常用	形式を問わず、1か月以上の雇用契約で雇われている場合をいう。
日雇	形式を問わず、日々または1か月未満の雇用契約で雇われている場合をいう。
家内労働	自宅を作業場として、委託者から物品や原材料の提供を受け、物品の製造や加工などを行い、工賃を受けている場合。また、作業所や新聞・牛乳配達、珠算・書道などの個人教授で収入を得ている場合をいう。
その他の就業	収入を伴う仕事に従事しているものであって、収入を伴う仕事に従事している者であって、上記のいずれにも該当しない仕事に従事している場合をいう。
不就業	当該月中に働いた日が1日もなく、就労収入もない場合をいう。